

八戸 I P 知的財産リーフレット・シリーズ

No. 7

本シリーズは、特許を始めとした知的財産に関するさまざまな知識・情報について、おおまかにわかりやすく解説・紹介するものです。



デザインに関する保護は、著作権？ それとも意匠登録？

1. ある日、相談室で・・・（仮想現実的小話）

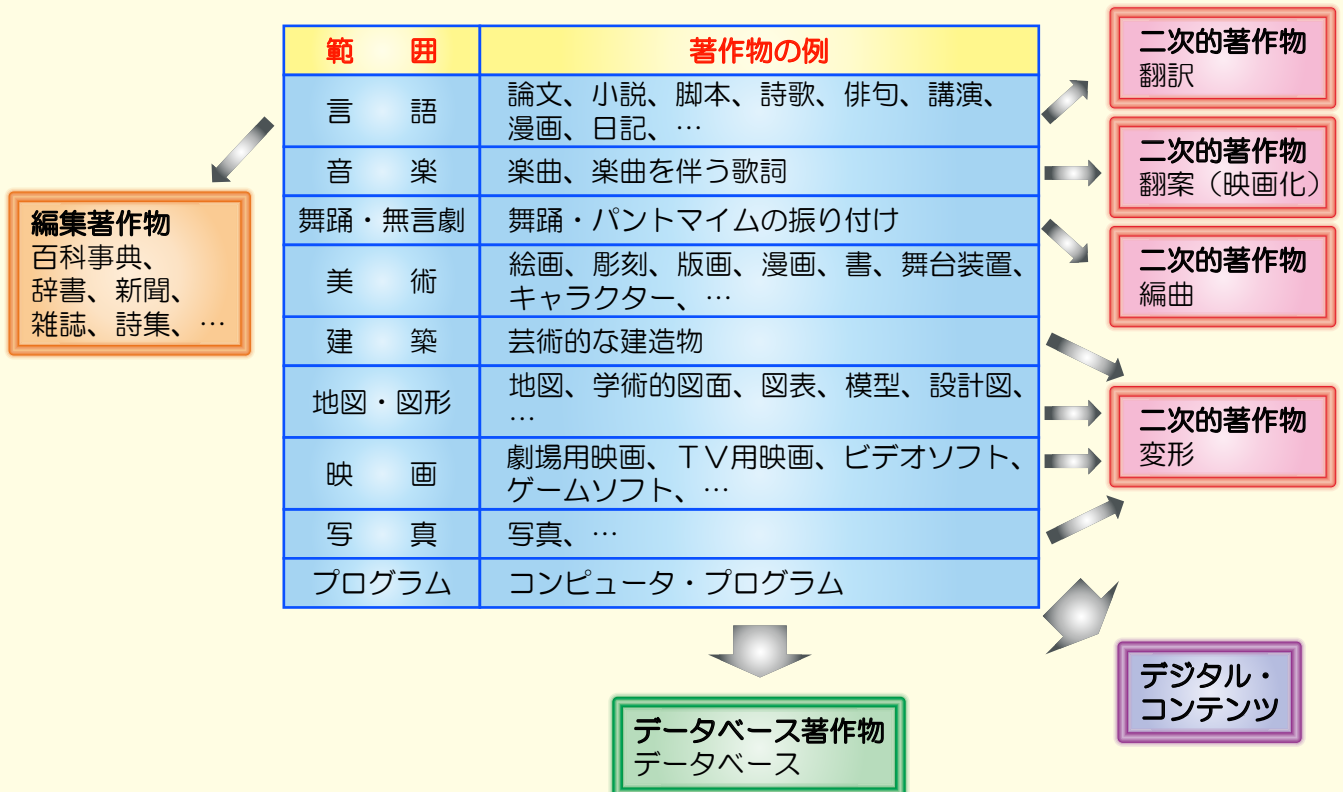
洋菓子製造業のX店さんがこのたび新商品を出そうというわけで、PR用にイメージキャラクターを用いることにしました。設計事務所のYさんにその製作を依頼し、キャラクター画ができあがって納品され、使用開始したところ、なんとそのキャラクターが、意外や意外、ネットで大人気！これは売れるぞ！というわけでX店さんは、このキャラクター画そのものをプリントしたTシャツやトレーナーを、新たにネット販売する計画を立てました。さて、ひょうたんからこまのX店さんの新企画、うまくいくでしょうか？・・・

2. 「デザイン」は、知的財産として保護される

知的財産には「人間の創造的活動により生み出されるもの」が含まれますが、その一つであるデザインも、当然ながら法的保護が可能です。特にデザインの場合、その保護方法は一つとは限りません。上の例では、まずデザイナーYさんが創作したキャラクター画に関して、著作権が発生します。さらにこれをTシャツなどに用いる段階になりますと、意匠権、場合によっては商標権、さらには不正競争防止法による保護可能性も出てきますが、ここでは特に、著作権と意匠登録（意匠権）についてとりあげます。

3. デザインと著作権

著作権は、著作物に関する権利ですが、著作物とは、「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」と、法律では定義されています。下図は著作物の具体例です。



© 富沢知成

さて、キャラクター画を始め、設計事務所のデザイナーが扱うデザインの多くは美術の著作物といえますが、これには、デジタル信号により情報が表現された「デジタルコンテンツ」も含まれます。

下の表は、著作権と後述する意匠権のあらましを比較対照した表です。特に注意したいのは、著作権は他人の無断複製などを禁止できる権利であること、著作権は原則として著作者にあること、そして著作権は著作物の創作と同時に「自然発生的に」発生するという事です。先の相談例では、キャラクター画の著作権者は、X店さんとの間で特約がない限り、デザイナーYさんにあります。

また、所有権と著作権は独立に存在します。つまり、キャラクター画がX店さんに納品された後は、その所有権はX店さんですが、著作権者は原則として、依然デザイナーYさんなのです。したがってX店さんは、契約の範囲を超えて勝手に複製などをすることはできないのです。仮に契約で著作権者をX店さんとした場合でも、キャラクター画の一部を改変して使用することは自由にはできません。著作権を構成する権利の一つである「著作者人格権」はデザイナーYさんに一身専属であり、それには「同一性保持権」つまり無断改変を禁ずる権利が含まれるからです。

	著作権	意匠権
保護の対象	著作物＝感情などの創作的な表現 文芸、美術、音楽、論文、映画、…	意匠＝物品の美的形態 (物品を離れたデザインでは不可)
保護の方法	他者の無断複製、使用などを禁止 差止請求、損害賠償請求、…	他者の無断複製、使用などを禁止 差止請求、損害賠償請求、…
創作者	著作者(法人も資格あり)	創作者(自然人のみ)
権利者	原則は著作者 譲渡により第三者も権利者になれる	原則は意匠の創作者 譲渡により第三者も権利者になれる
権利の発生	創作時に発生	出願→審査→意匠権の設定登録
権利化の費用	〇	出願16,000 登録8,500/年×年数 (ただし弁理士報酬は別途)
登録制度	任意(ただし事前公開などが必要)	登録が権利発生条件
権利期間	原則、著作者生存中および、 死後50年(団体は公表後50年)	最長、登録から20年
権利の性質	相対的な独占権。独自創作した 他者の使用を必ずしも禁止できない。	絶対的な独占権。保護のための 特例も充実。
制度の目的	文化の発展	産業の発達

© 富沢知成

4. デザインと意匠権

さて、上の表には意匠権のあらましも示しています。ここで注意したいのは、意匠には「物品」が必ず伴わなくてはならないこと(たとえばキャラクター画だけでは不可、それがあしらわれたTシャツとして)、著作権と異なり費用と時間をかけて特許庁に申請し審査を受け登録査定をもらい、登録料を納めないと権利にならないこと、などです。特に意匠登録の対象は工業的に量産可能な物品に限られますので、意匠制度は一品製作が基本の著作物に表現された形態に基づいて、製品化・商品化へと進み、市場への商品の投入が見えた段階での権利保護といえます。

先の相談例で、キャラクター画を使用したTシャツという意匠についてX店さん名義で申請し、X店さんが単独で意匠権を得ることも不可能ではないでしょう。しかしこの意匠には、デザイナーYさんの著作物を大いに使用するわけですから、Yさんとしては当然、それなりの対価をいただく等の権利主張が可能です。また、Tシャツ意匠の共同意匠権者となることも可能です。

なお、意匠権を得るためには、申請前にその意匠が公になっていては登録を受けられない(「新規性」といいます。)つまり、事前公表してはダメ! などいくつかの厳しいルールがあり、注意が必要です。

…ということで、X店さんの新企画、そもそも創作者であるデザイナーYさんの権利に配慮しながら、適切なタイミングと方法で、可能な権利保護を確実に図りつつ進めていくことがオススメです。

(改定版作成 2014年12月 © 富沢知成)

● 無料相談受け付け・対応

発明、商標などの知的財産に関するご相談に、弁理士が無料で対応しております。

申し込みは、お電話で。⇒ 時間は原則として30分以内です。なお、録音・録画はお断りしております。

● 特許・商標情報などの検索調査の方法、社内セミナーのご要望についても、お気軽にお問い合わせ下さい。

● 問合せ先 株式会社 八戸インテリジェントスラザ 相談受付

TEL 0178-21-2111

FAX 0178-21-2119

URL <http://www.hachinohe-ip.co.jp>

〒039-2245 青森県八戸市北インター工業団地一丁目4番43号